

## 仕様書

## 1. 件名

NEDO 公式ホームページ等のアクセス解析ツールの調達

## 2. 目的

NEDO 公式ホームページ等を閲覧するユーザの利便性を向上させるため、アクセス解析ツールの調達を実施する。

## 3. 解析対象

以下 3 つのホームページを主な解析対象とする。

NEDO 公式ホームページ( <https://www.nedo.go.jp/> )

NEDO ウェブマガジン( <https://webmagazine.nedo.go.jp/> )

StarT!Ps from NEDO ( <https://startips.nedo.go.jp/> )

なお、サブドメイン等で新設されたホームページについても解析対象に追加すること。

## 4. 業務内容

## (1) スケジュールの設定

本業務全体のスケジュールについて、発注者と協議のうえ決定すること。

## (2) アクセス解析ツールの導入

解析対象となるホームページへのアクセス数等の以下「表 1 解析機能」で示す機能を最低機能とし、ホームページ閲覧者のユーザ属性、閲覧状況、熟読箇所等について視覚的な把握が行えるヒートマップ機能を備えた解析サービスを導入すること。導入するアクセス解析ツールは、発注者による新たなシステムやサーバーの調達等が不要であり、発注者のホームページに大幅な変更を加えるような手続きが不要なものとする。また、発注者が過去に取得したアクセス数等の解析データと比較・検討できる機能も有するものとする。導入するアクセス解析ルーツにて取得した生データは発注者が随時アクセスできるよう、データベースへのアクセス権を付与することとし、ウェブ上でログインする方法でデータの閲覧・分析ができることとする。アカウントについては、発注者を管理者とし、発注者の要望に応じ無制限にアカウントが発行でき、必要に応じて分析データにアクセスできるものとする。

なお、アクセス解析ツールの導入に必要な作業が完了した旨とアクセス解析ツールの操作マニュアル等を併せた「アクセス解析ツール導入完了報告書」を 2023 年 1 月 31 日（火）までに発注者へ提出すること。

表 1 解析機能

①PV 数／ユニーク PV 数及び時間帯別 PV 数の推移
②平均滞在時間
③流入・流出先ページ
④ホームページへの流入経路

⑤ホームページ内検索の傾向分析
⑥訪問ユーザの属性分析（性別、年齢、地域、所属組織）
⑦ユーザの熟読箇所
⑧クリックエリア
⑨離脱エリア
⑩ホームページに掲載する PDF 等のファイルのダウンロード数

(3) レポートの作成・報告

上記分析機能に基づき、よりの確な情報発信を行うために何が必要かを「月次レポート」で報告・提案すること。

(4) 導入サポート

本アクセス解析ツールの導入・利用に際し、適切な研修の提供やサポート体制を構築し、発注者のアクセス解析を支援すること。

(5) その他付帯事項

(1)～(4)の業務に付帯する事項を実施すること。

5. 履行期間

(1) 導入期限

2023年1月31日（火）

(2) 運用期間

2023年2月1日（水）から2023年3月31日（金）まで

6. 納入物及び納入期限

本業務における納入物の名称、本仕様書上の記載箇所及び納入期限は「表2 納入物一覧」のとおり。

表2 納入物一覧

項番	名称	記載箇所	納入期限
1	アクセス解析ツール導入完了 報告書	4.(2)	2023年1月31日（火）
2	月次レポート（2023年2月か ら3月分まで）	4.(3)	2023年2月分は2023年3月7日（火） 2023年3月分は2023年3月31日（金）

(1) 全ての納入物は電子媒体を納入すること。電子媒体の形式はMicrosoft Office 365 又は Adobe PDF で扱える形式とし、特殊な形式で納入する場合は、発注者に事前相談すること。

(2) 全ての納入物は日本語で記述すること。

7. 納入場所

〒212-8554

神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 番 ミューザ川崎セントラルタワー20階

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO） 広報部

## 8. 業務完了の通知

全ての業務が完了したときは、完了報告を 2023 年 3 月 31 日（金）に書面で発注者に通知すること。

## 9. 情報管理体制

- (1) 受注者は本業務で知り得た情報を適切に管理するため、次の履行体制を確保し、発注者に対し「情報取扱者名簿」（氏名、所属部署、役職、国籍等が記載されたもの）及び「情報管理体制図」（情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面）を契約前に提出し、発注者の同意を得ること。また、情報取扱者の個人住所、生年月日、パスポート番号を発注者から求められた場合は速やかに提出すること。

なお、情報取扱者は、本業務の遂行のために最低限必要な範囲で設定すること。

（確保すべき履行体制）

契約を履行する一環として受注者が収集、整理、作成等を行った一切の情報が、発注者が保護を要しないと確認するまでは、情報取扱者名簿に記載のある者以外に伝達又は漏えいされないことを保証する履行体制を有していること。

- (2) 本業務で知り得た一切の情報について、情報取扱者以外の者に開示又は漏えいしてはならない。ただし、発注者の承認を得た場合はこの限りではない。
- (3) (1)の情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面又は情報取扱者名簿に変更がある場合は、予め発注者へ届出を行い、同意を得ること。

## 10. 履行完了後の情報の取扱い

発注者が提供した資料又は発注者が指定した資料の取扱い（返却・削除等）については、発注者の指示に従うこと。

## 11. その他

- (1) 受注者は、本業務を実施するにあたり必要に応じて発注者と協議を行い、発注者と協力して業務を実施すること。
- (2) サイトの全ページについて、セキュリティ対策に万全を期すこと。また、以下の情報セキュリティを遵守すること。
  - ・発注者の要求に応じて、セキュリティ対策の実施状況を報告すること。
  - ・全てのデータの保存を、国内のデータセンター又は明示された範囲のセキュリティが担保される信頼度や安定性の高い国内のプライベート又はパブリックのサーバホスティングシステムで行うこと。
- (3) 本業務で生成される納入物の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）及び所有権は全て発注者に帰属するものとし、受注者は著作物について、著作者人格権を行使しないものとする。
- (4) 作成物に第三者が権利を有する既存著作物が含まれている場合は、受注者は当該既存著作物使用に必要な費用負担及び無制限に使用できる使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。この場

合、受注者は当該既存著作物の内容について事前に発注者の了承を得ること。

- (5) 納入後 1 年以内に納入物が仕様書等に適合しないものであること（以下「契約不適合」という。）が判明した場合は、発注者から契約不適合の連絡を受けてから 15 営業日以内に受注者の自己負担で契約不適合の修補又は履行追完を行い、再度発注者に納入すること。
- (6) 受注者は、本業務を実施するうえで知り得た情報及び発注者から提供され、秘密である旨の表示がなされている情報については、善良なる管理者の注意をもって扱う義務を負うものとする。
- (7) 仕様に無い事項又は仕様について生じた疑義については、発注者と協議のうえ解決すること。